

木更津市コンパクトなまちづくり推進連絡調整会議設置規約

(設置)

第1条 木更津市都市計画マスタープラン(平成28年3月改定)に位置付けたコンパクトなまちづくり(拠点ネットワーク型の集約型都市構造の形成)の実現に向け、拠点整備に係る施策を総合的に推進するため、これに係る庁内調整を行なう木更津市コンパクトなまちづくり推進連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事項について協議・検討し、調整を行う。

- (1) 拠点整備に係る施策の総合調整に関すること。
- (2) その他、コンパクトなまちづくり推進に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 連絡調整会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、連絡調整会議を主宰し、これを代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 連絡調整会議の庶務は、都市整備部都市政策課及び企画部地域政策課において処理する。

(会議)

第4条 連絡調整会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 連絡調整会議には、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事及び庶務をもって構成し、それぞれ別表2及び別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、連絡調整会議から付議された事項について協議・検討し、その結果を連絡調整会議に報告しなければならない。
- 4 幹事長は、幹事会を招集し、統括する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 幹事長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 連絡調整会議には、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に必要な要項等については別に定める。

(情報の管理)

第7条 連絡調整会議の構成員及び会議関係者は、会議で知り得た情報について、細心の注意をもって管理しなければならない。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年5月21日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 1 項)

会 長	副 市 長
副 会 長	都 市 整 備 部 長
委 員	総 務 部 長
	企 画 部 長
	財 務 部 長
	市 民 部 長
	健康こども部長
	福 祉 部 長
	環 境 部 長
	経 済 部 長
教 育 部 長	

別表 2 (第 5 条第 2 項)

幹事会名	立地適正化 幹事会	
幹 事 長	都 市 整 備 部 長	
副幹事長	都 市 整 備 部 次 長 (都 市)	
幹 事	総 務 部	行 政 改 革 推 進 室 長
	企 画 部	地 域 政 策 課 長
	財 務 部	財 政 課 長
	健康こども部	子 育 て 支 援 課 長
		こ ども 保 育 課 長
		健 康 推 進 課 長
	福 祉 部	障 が い 福 祉 課 長
		高 齢 者 福 祉 課 長
		介 護 保 険 課 長
	経 済 部	産 業 振 興 課 長
	都 市 整 備 部	都 市 政 策 課 長
		市 街 地 整 備 課 長
		住 宅 課 長
		下 水 道 推 進 課 長
		管 理 用 地 課 長
		土 木 課 長
教 育 部	教 育 総 務 課 長	
	生 涯 学 習 課 長	
庶 務	都 市 整 備 部	都 市 政 策 課

別表3（第5条第2項）

幹事会名	中心市街地活性化 幹事会	
幹事長	企画部長	
副幹事長	企画部次長	
幹事	総務部	管財課長
		行政改革推進室長
	企画部	企画課長
	財務部	財政課長
	市民部	市民活動支援課長
	健康こども部	子育て支援課長
		こども保育課長
		健康推進課長
	福祉部	障がい福祉課長
		高齢者福祉課長
	環境部	環境管理課長
		まち美化推進課長
	経済部	産業振興課長
		観光振興課長
	都市整備部	都市政策課長
		市街地整備課長
住宅課長		
管理用地課長		
土木課長		
教育部	生涯学習課長	
庶務	企画部	地域政策課